

# 新潟県肥料価格高騰対策事業に係る事務に関する 労働者派遣業務に関する仕様書

## 1 件名

新潟県肥料価格高騰対策事業に係る事務に関する労働者派遣業務

## 2 目的

新潟県農業再生協議会において行う新潟県肥料価格高騰対策事業に係る事務に関する労働者派遣業務に係る仕様について定める。

## 3 契約期間

令和5年9月1日(金)から令和6年2月29日(木)まで

## 4 就業場所及び員数

特記仕様書のとおり

## 5 勤務時間

休日（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に定める日をいう。）を除く各日の9時00分から17時00分まで（うち、12時00分から13時00分は休憩時間）

## 6 業務内容

指揮命令者の指示に従い、下記の業務を行う。

- (1) 肥料価格高騰対策事業取組計画書の（変更）承認申請書の内容確認及び電話等による不備修正業務
- (2) 承認申請書の採択に関する補助業務
- (3) 支援金支払に関する補助業務
- (4) 実績報告書の受付、内容確認及び審査業務
- (5) 新潟県肥料価格高騰対策事業に関する書類の管理業務

## 7 本派遣業務に係る派遣先責任者及び指揮命令者

- (1) 派遣先責任者  
特記仕様書のとおり
- (2) 指揮命令者  
特記仕様書のとおり

## 8 苦情の処理・申し出先

特記仕様書のとおり

## 9 社会保険及び労働保険の加入

派遣元は、社会保険及び労働保険に加入させる必要がある労働者を派遣する場合、派遣元

において社会保険及び労働保険に加入させるとともに、派遣労働者の社会保険及び労働保険の加入状況を県に通知しなければならない。

## 10 交通費

派遣労働者が就業場所までの通勤するために必要な交通費については、派遣元が負担するものとする。

## 11 派遣労働者の交替

### (1) 交替要求

新潟県農業再生協議会は、派遣労働者が行う業務に支障があると認める場合又は期待する水準の能力を有しないと認められる場合、派遣元に対して派遣労働者の交替を要求できるものとする。なお、この場合の経費については派遣元が負担するものとする。

### (2) 派遣元の都合等による交替

派遣元は、やむを得ず派遣する労働者を交代させる場合、あらかじめその旨を新潟県農業再生協議会に通知し、新潟県農業再生協議会の承諾を得ること。

また、派遣元は、交代後の業務に支障が生じないよう後任の派遣労働者に対する事務の引継ぎを十分に行い、以後の業務に支障がないよう、措置を講ずるものとする。なお、この場合の経費負担は派遣元事業主のものとする。

## 12 派遣契約解除の場合の措置

派遣先は、業務上の都合により、労働者派遣契約を解除又は派遣期間を短縮する場合は、1か月以上の予告期間を設けて通知するものとする。

## 13 守秘義務取扱い

- (1) 派遣元事業主は、派遣先の業務遂行に関し、知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 派遣元事業主は、派遣労働者その他派遣元の従業員に対し、前項の義務を遵守させるものとする。

## 14 便宜供与

業務に必要な備品及び消耗品は、無償で貸与又は提供する。

## 15 勤務報告書の提出

派遣労働者は、勤務報告書に勤務時間終了ごとに所要事項を記載し、就業先職員の確認を受けるものとする。

## 16 検査

就業先職員の確認を受けた勤務報告書により行うものとする。

## 17 その他の

本仕様書の定めのない事項及び業務内容の変更等については、必要に応じて派遣先及び派遣元が協議を行い、定めるものとする。

また、本契約に関連して生じた紛争を訴訟により解決しようとする場合は、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 特記仕様書

肥料価格高騰対策事業に係る事務に関する労働者派遣業務を行う就業場所及び員数、指揮命令者、苦情の処理・申し出先は下表のとおりとする。

就業場所 (所在地)	員 数	就業期間	派遣先責任者	指揮命令者	苦情の処理・申し出先
新潟県農林水産部農産園芸課 (新潟市中央区新光町4番地1)	1	令和5年9月1日 ～令和6年2月29日	農林水産部 農産園芸課長	農林水産部農産園芸課 生産環境係長	農林水産部農産園芸課 課長補佐
新発田地域振興局農業振興部生産振興課 (新発田市豊町3丁目3-2)	1	令和5年9月1日 ～令和5年10月31日	新発田地域振興局 農業振興部長	新発田地域振興局 農業振興部生産振興課長	新発田地域振興局農業振興 部副部長
長岡地域振興局農林振興部生産振興課 (長岡市沖田2丁目173番地2)	1	令和5年9月1日 ～令和5年11月30日	長岡地域振興局 農林振興部長	長岡地域振興局 農林振興部生産振興課長	長岡地域振興局農林振興部 副部長
南魚沼地域振興局農林振興部生産振興課 (南魚沼市六日町960)	1	令和5年9月1日 ～令和6年1月31日	南魚沼地域振興局 農林振興部長	南魚沼地域振興局 農林振興部生産振興課長	南魚沼地域振興局農林振興 部副部長